

(設置)

第1条 紀南環境広域施設組合（以下「組合」という。）の事業を円滑に進めることを目的として、組合の運営に関し必要な事項を協議するため、調整会議を置く。

(協議すべき事項)

第2条 調整会議は、組合の事業を円滑に進めるため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組合事務の総合企画及び運営に関する一般方針の確立に関すること。
- (2) 重要な事業計画の樹立及び実施方針に関すること。
- (3) 組合議会の招集に関すること。
- (4) 組合議会の議案、諮問案及び意見書に関すること。
- (5) 規約、条例、規則その他例規の制定及び改廃に関すること。
- (6) 訴願、訴訟、異議申立て、和解及び重要な請願、陳情等に関すること。
- (7) 異例に属し、又は先例となるべきもの。
- (8) 紛議論争のあるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれのあるもの
- (9) 組合有財産及び重要な物件の取得、交換、貸借及び処分に関すること。
- (10) 予算の編成に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に重要なもの

(構成)

第3条 調整会議を構成する者（以下「構成員」という。）は、構成市町の担当課長及び組合事務局長とする。

- 2 組合事務局長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の運営)

第4条 調整会議の会議は、組合事務局長が招集し、その議長となる。ただし、やむを得ない理由により会議が招集できない場合は、構成員の回議に付し、会議を開催しないことができる。

- 2 調整会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調整会議の構成員は、やむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、その者の属する市町の職員を代理人として出席させるものとする。
- 4 組合事務局長は、会議を招集する場合には、構成員に対し、招集の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を通知しなければならない。

(議事録)

第5条 調整会議の議事については、会議の次第及び出席した者の氏名を記載した議事録を作成しなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、組合事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。